

堺市立登美丘西小学校 いじめ防止対策基本方針

1. いじめに対する基本認識

「いじめは、どの学校、どの学級、どの子どもにも起こり得るものである」という認識を持ち、全教職員でいじめに対応していく。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない・見逃さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、最大限の支援を行い、守り抜く。
- (3) いじめた子どもに対しては、的確で徹底した指導を行い、二度と同じ過ちを繰り返さないように継続した指導を行う。
- (4) 保護者との強固な信頼関係を築き、地域・関係諸機関との連携協力を努める。

2. 未然防止に向けて

学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自他の人権を尊重した集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をはじめとしたすべての活動を通して、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、教師と子ども・保護者との相談のしやすい関係づくり、環境作りに関心がけ、悩み解決に最善を尽くす。
- (4) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり、楽しいわかる授業の工夫をしていく。
- (5) 児童間におこるトラブルには注意深く状況を把握し、当事者の話に耳を傾け、迅速に対応する。
- (6) 子ども理解、発達課題等などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 教職員の言動によっていじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい場所や時間に行われることや、悪ふざけや遊び心でそれとなく行われることが多い。いじめられている子もその場では笑顔を見せ、受け入れているかのようにふるまうことも起こりうることである。このことを認識し、どんな些細なことであっても、子どもからのサインはしっかりと的確に受け止め、早い段階からいじめの実態把握に努める。また、定期的なアンケート調査を実施し、広く情報を集めるとともに、地域・家庭との連携により実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。(いじめ対応チェックリスト等)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(学校生活アンケート、個別面談、本人からの訴え、生活ノート等)
- (3) 子どもの行動を注視する。(いじめ対応チェックリスト、ネットいじめ防止教室等)
- (4) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTA関係からの情報把握等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、地域関係者からの情報、関係機関との情報共有等)

4. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細かつ正確に事実確認を行う。
- (2) 学級担任が抱え込むことのないように、学校全体として組織的に対応していく。
- (3) 学校として、事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪についてきちんと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに同じ過ちを二度と起こさないよう指導を継続する。
- (5) いじめられた子どもが落ち着いて生活し学習できる環境の確保に努めるとともに、いじめ解決後も保護者との継続的な連絡を行う。
- (6) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

5. 学校生活アンケート調査の実施（学校生活アンケートの中にいじめアンケート調査を含む）

5月、7月、10月、12月、2月に1回ずつ、学校生活アンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、学校生活アンケート調査を別途実施する。アンケートに基づき、個別の聞き取り調査などにより早急な実態把握を行い、いじめられた子に寄り添った適切な対応を早期に行う。

6. 「いじめ不登校対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、主幹・教務主任、生徒指導主任、養護教諭、関係職員で「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

<いじめに対する措置>

- (1) いじめ事象が認知されたとき、校長が「いじめ不登校対策委員会」を招集する。
- (2) 当委員会が中心となって、すみやかに関係児童から事情を聞き取り、いじめの有無、事象の経緯を具体的に把握する。
- (3) 事実に基づいて、いじめた側の反省を促し、謝罪させる。今後の関係についても話し合わせる。
- (4) いじめの事実に基づいて、いじめられていた子どもと保護者、いじめていた子どもと保護者に対して状況を説明し、いじめていた側からの反省・謝罪をさせるとともに、今後の行動について約束させる。
- (5) いじめ事象についての指導記録を取り、適切に引き継ぎ、情報提供できるようにする。
- (6) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師など外部の専門家の参加を求める。

※いじめ問題への対応として、「いじめのない学校づくり」をテーマにした校内研修を実施する。

(7) 重大事態への対処について、以下のように実施する。

- 1) 重大事態と認知されたとき、校長は直ちに教育委員会に報告するとともに、いじめ不登校対策委員会を招集する。その後も、教育委員会と連携しながら対応する。
- 2) 被害児童を中心に、当該関係児童から個別に関係職員が複数名同席して聞き取り調査を行う。
聴取内容として、「いつ」「だれから」「どのような」いじめがあったのか、「いじめを生んだ背景事情や人間関係の様子」などについて、具体的に聴取・記録する。
- 3) 教頭が集約し、校長に報告する。
- 4) 報告をもとに、いじめ不登校防止対策委員会を開き、いじめ防止のための具体策を検討し、直ちに実施する。内容として、「被害児童及び保護者への支援とケア」「加害児童への指導と保護者との連携」「学年・学級集団への指導」等である。
- 5) 対応後の児童の状況について把握し、継続的な指導を行う。

7. ネット上でのトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、小学校4年生を対象にしたネット防止教室や小学校5年生、6年生を対象にした非行防止教室を開催し、ネット上の情報モラルについて啓発し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

8. いじめ防止対策における留意事項

- (1) からかいや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。(観衆への対応)
- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。

令和7年度いじめに防止に関する年間指導計画（案）

堺市立登美丘西小学校

月	学校行事等	いじめ防止に関する取組	教科等との関連	担当者等	連携する外部専門家等（市教委含）
4	入学式、始業式 参観・懇談会 家庭訪問	子ども支援委員会	特別活動	生徒指導主任	SSW
5	校外学習、住居確認	学校生活アンケート① いじめ不登校防止対策委員会		生徒指導主任	
6	スポーツテスト 個人懇談会	保護者からの聞き取り		研修主任	
7	平和週間 終業式	非行防止教室（6年） 学校生活アンケート② いじめ不登校防止対策委員会		生徒指導主任 人権主担	SSW 指導主事 少年サポートセンター
8	夏季休業 始業式	夏季研修（いじめ防止）			
9	修学旅行（6年） 参観・懇談会		総合的な学習の時間		
10	臨海学校（5年） チュギハッキョ	C A Pプログラム 学校生活アンケート③ いじめ不登校防止対策委員会		生徒指導主任	CAP
11	にんげん学習交流会 日曜参観 個人懇談会	人権週間 人権スローガン募集 ネットいじめ防止教室	道徳 国語科	人権主担	少年サポートセンター 指導主事
12	弁論大会（6年） 個人懇談会 終業式	保護者からの聞き取り 非行防止教室（5年） 学校生活アンケート④ いじめ不登校防止対策委員会		生徒指導主任	
1	始業式	学校教育自己診断	体育科 特別活動		
2	参観・懇談会	学校生活アンケート⑤ いじめ不登校防止対策委員会		生徒指導主任	指導主事
3	卒業式 修了式	学校評価			学校関係者評価者